

日鳥協発第18-193号
平成19年 1月16日

関 係 各 位 様

(社)日本食鳥協会
会長 芳賀 仁
高病原性鳥インフルエンザ
関係対策本部長 芳賀 仁

宮崎県において分離されたA型インフルエンザウィルスの
検査結果について

表記のことについて、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所（動物衛生研究所）において、宮崎県で分離された高病原性鳥インフルエンザウィルスの検査を行ったところ、別添の通りと確認されたとのプレスリリースがあったのでお知らせします。

なお、引き続き、特定家畜伝染病のまん延防止にご協力を願うとともに、いわれなき取引拒否等の発生がないよう特段のご配慮を願います。

また、宮崎県産に係る鶏肉の不適正な表示や取引拒否等の不適当な事例があった場合は、通報者のご氏名等は公表致しませんので、当対策本部までお知らせ下さい。

別 添

プレスリリース

「宮崎県において分離されたA型インフルエンザウィルスの検査結果に
ついて分離について」

鶏肉、鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザウィルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

平成19年1月16日
農 林 水 産 省

宮崎県において分離されたA型インフルエンザウイルスの検査結果について

1 ウイルスの検査結果

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所（動物衛生研究所）において、宮崎県で分離された高病原性鳥インフルエンザウイルスの検査を行った結果、H5N1亜型のA型インフルエンザウイルスであることが確認された。

2 今後の対応

動物衛生研究所において、引き続き当該ウイルスの遺伝子解析及び病原性の確認のための接種試験を実施する。

【報道機関へのお願い】

- 1 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むようお願いします。
- 2 今後とも、本病に関する情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、ご協力をお願いします。

鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

【問い合わせ先】

農林水産省消費・安全局

担当：動物衛生課 山口

代表：03-3502-8111（内線 3202）

直通：03-3502-0767